

第6期王寺町障害福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

王 寺 町

はじめに

近年、障害福祉分野においては、多くの関連法令の改正や制定があり、速やかな対応が求められています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式への変容など、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化していますが、障害福祉施策においても、支援を必要とする方に必要な支援を届けられるよう、新たな視点や工夫が求められています。



本町では、「第5期王寺町障害福祉計画」を引き継ぐ形で、障害のある方が住み慣れた地域で主体的に生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、サービス提供体制の充実を図るため、今後3年間における障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保を目的とした「第6期王寺町障害福祉計画」を策定しました。また、サービス提供体制の確保に関連し、町として取り組む具体的な施策として「児童発達支援センターの設置」、「オリーブを活用した農福連携の仕組みづくり」などの取り組みを展開してまいります。

策定にあたっては、「人と人がふれあい、みんなでつくるやわらぎのまち」の実現を目指す「第3期障害者計画」の基本理念との整合性を確保し、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に際し、「王寺町障害福祉計画策定委員会」で活発に議論を重ね、貴重なご意見やご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者、関係機関・団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

王寺町長 平井 康之

目 次

第 1 章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の基本指針.....	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	3
第 2 章	障害者手帳所持者等の現状.....	4
1	人口と障害のある人の状況	4
2	身体障害者の状況	6
3	知的障害者の状況	8
4	精神障害者の状況	9
5	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の状況.....	10
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	12
1	基本理念	12
2	基本的視点	12
3	成果目標と活動指標	14
第 4 章	障害福祉サービス等の見込み.....	23
1	障害福祉サービスの利用状況と利用見込み	23
2	地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	30
3	障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	33
第 5 章	計画の推進.....	36
1	計画の推進体制	36
2	計画の進行管理	36
3	現状等を踏まえた重点課題と今後の方向性	37
4	その他の障害福祉施策	40



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある方の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、「第5期王寺町障害福祉計画（第1期王寺町障害児福祉計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第6期障害福祉計画を策定することとしました。

Ⅱ 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針

国は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした基本指針を示しています。

（1）基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

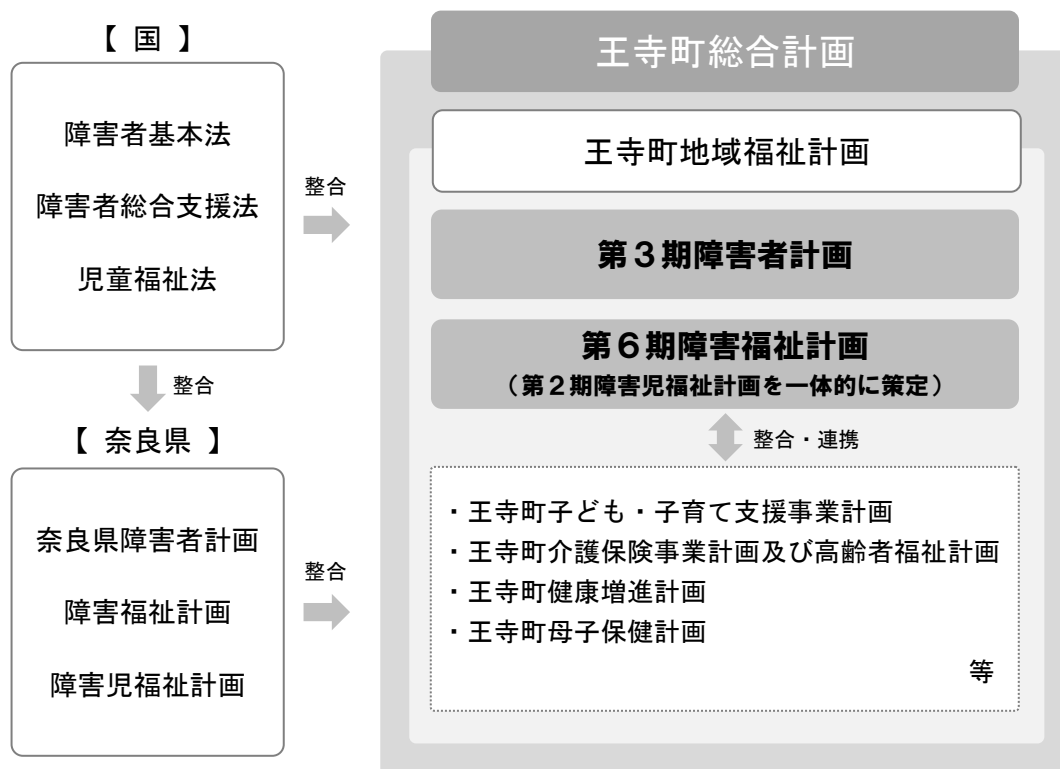
（2）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

3 計画の位置付け

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画です。障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、奈良県障害者計画、奈良県障害福祉計画及び奈良県障害児福祉計画並びに王寺町総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。なお、王寺町では、障害児福祉計画は障害福祉計画と一体的に策定しています。



4 計画の期間

障害福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期障害者計画					
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		



第2章

障害者手帳所持者等の現状

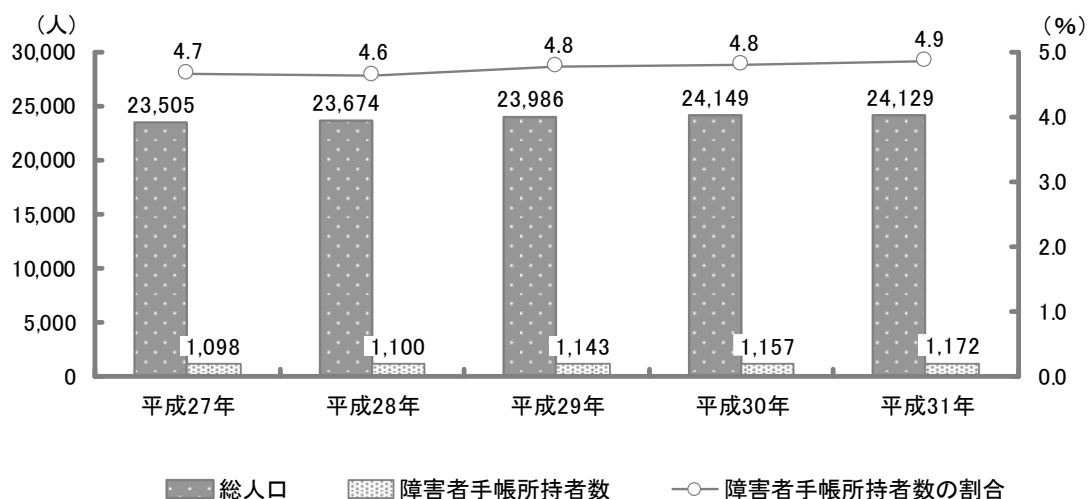
1 人口と障害のある人の状況

(1) 人口と障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、平成31年4月1日現在24,129人で、増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、平成31年4月1日現在1,172人で、年々増加していますが、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.9%となっており、横ばいで推移しています。

人口、障害者手帳所持者数の推移



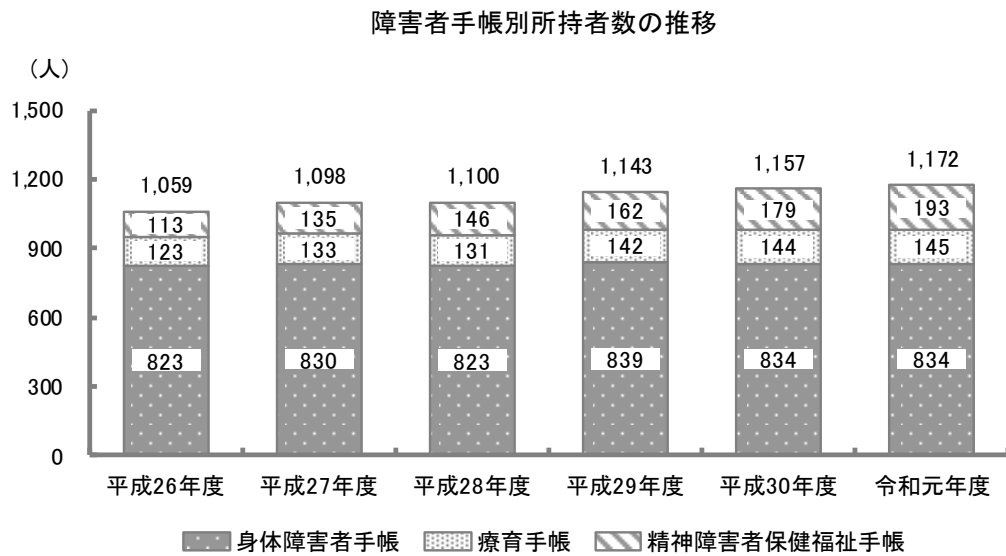
資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

(2) 各障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和元年度末で834人となっています。

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度末で145人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度末で193人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

2 身体障害者の状況

(1) 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1級の手帳所持者が年々増加しています。また、等級別の構成比率は1級で最も高くなっています。

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	人数	242	245	256	256	267
	比率	29.2	29.8	30.5	30.7	32.0
2級	人数	111	107	105	106	104
	比率	13.4	13.0	12.5	12.7	12.5
3級	人数	149	150	149	141	140
	比率	18.0	18.2	17.8	16.9	16.8
4級	人数	231	223	229	229	222
	比率	27.8	27.1	27.3	27.5	26.6
5級	人数	52	55	55	55	57
	比率	6.3	6.7	6.6	6.6	6.8
6級	人数	45	43	45	47	44
	比率	5.4	5.2	5.4	5.6	5.3
合計	人数	830	823	839	834	834

(各年度末時点)

(2) 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳未満は横ばいで推移していますが、65歳以上は増加傾向となっています。

年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	人数	12	12	12	12	14
	比率	1.4	1.5	1.4	1.4	1.7
18歳～64歳	人数	188	175	177	167	166
	比率	22.7	21.3	21.1	20.0	19.9
65歳以上	人数	630	636	650	655	654
	比率	75.9	77.3	77.5	78.5	78.4
合計	人数	830	823	839	834	834

(各年度末時点)

(3) 障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、内部障害の手帳所持者が増加傾向となっています。また、障害部位別の構成比率は肢体不自由で最も高くなっています。

障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	人数	53	50	51	52	51
	比率	6.4	6.1	6.1	6.2	6.1
聴覚・平衡機能障害	人数	56	53	53	54	58
	比率	6.7	6.4	6.3	6.5	7.0
音声・言語 そしゃく機能障害	人数	4	4	5	4	4
	比率	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5
肢体不自由	人数	454	454	443	439	437
	比率	54.7	55.2	52.8	52.6	52.4
内部障害	人数	263	262	287	285	284
	比率	31.7	31.8	34.2	34.2	34.1
合計	人数	830	823	839	834	834

(各年度末時点)

3 知的障害者の状況

(1) 判定別の療育手帳所持者数の推移

判定別の療育手帳所持者数の推移をみると、判定A、判定Bともに増加しています。
また、判定別の構成比率は判定Bで約6割を占めています。

判定別の療育手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
判定A (最重度・重度)	人数	56	56	62	60	60
	比率	42.1	42.7	43.7	41.7	41.4
判定B (中度・軽度)	人数	77	75	80	84	85
	比率	57.9	57.3	56.3	58.3	58.6
合計	人数	133	131	142	144	145

(各年度末時点)

(2) 年齢別の療育手帳所持者数の推移

年齢別の療育手帳所持者数の推移をみると、すべての年代で増加しています。年齢別でみると、18歳未満が約3割を占めています。

年齢別療育手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	人数	41	38	40	42	43
	比率	30.8	29.0	28.2	29.2	29.7
18～64歳	人数	87	87	94	94	94
	比率	65.4	66.4	66.2	65.3	64.8
65歳以上	人数	5	6	8	8	8
	比率	3.8	4.6	5.6	5.6	5.5
合計	人数	133	131	142	144	145

(各年度末時点)

4 精神障害者の状況

(1) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、すべての等級で増加しています。また、等級別の構成比率は2級で約6割を占めています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	人数	16	13	18	18	23
	比率	11.9	8.9	11.1	10.1	11.9
2 級	人数	83	93	102	112	123
	比率	61.5	63.7	63.0	62.6	63.7
3 級	人数	36	40	42	49	47
	比率	26.7	27.4	25.9	27.4	24.4
合計	人数	135	146	162	179	193

(各年度末時点)

(2) 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢別の精神保健福祉手帳所持者数の推移をみると、すべての年代で増加しています。年齢別でみると、18～64歳が約8割を占めています。

年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	人数	0	2	2	5	4
	比率	0.0	1.4	1.2	2.8	2.1
18～64歳	人数	110	119	128	141	153
	比率	81.5	81.5	79.0	78.8	79.3
65歳以上	人数	25	25	32	33	36
	比率	18.5	17.1	19.8	18.4	18.7
合計	人数	135	146	162	179	193

(各年度末時点)

5 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の状況

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

施設入所者数の削減については、令和2年度において未達成となっています。

指標	目標設定の考え方	H28 年度末 施設入所者数	R2 年度末 目標値	R2 年度末 見込値
施設入所者の地域生活への移行者数	H28 年度末施設入所者数の <u>9%以上</u>	20 人	2 人	2 人
施設入所者数	H28 年度末施設入所者数の <u>2%以上削減</u>		19 人	21 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

西和7町障害者等支援協議会の専門部会（くらし部会）を活用し、介護部門の行政職員や関係機関の参画も見据え、新たな協議の場を設置し、精神障害に係る関係機関のネットワークの強化を図りました。

指標	目標設定の考え方	H28 年度 実績値	R2 年度末 目標値	R2 年度末 見込値
協議の場の設置数	保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）を設置	無	県及び保健所等と協議・連携を行いながら設置体制の整備を進める	新たな協議の場を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

西和7町障害者等支援協議会において整備に向けて協議を行い、ヒアリングや視察等を行いながら面的整備を進めています。優先的に、虐待等緊急時に受入れできる場所の確保を進め、今後は3障害に対応の事業所等の確保について検討していきます。

また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすいとする支援を提供する事業者の確保についても検討しています。

指標	目標設定の考え方	H28 年度 実績値	R2 年度末 目標値	R2 年度末 見込値
地域生活支援拠点等整備数	各市町村または各圏域に少なくとも1か所を整備	無	西和7町圏域に1か所	1か所整備予定。引き続き、西和7町障害者等支援協議会で検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労への移行の促進については、就労定着支援1年後の就労定着率を除き、目標を達成しています。ただし、就労定着支援1年後の就労定着率についても、2人中1人(50%)となっています。

指標	目標設定の考え方	H28 年度 実績値	R2 年度末 目標値	R2 年度末 見込値
福祉施設から一般就労への移行者数	H28 年度の <u>1.5 倍</u>	3 人	5 人	5 人
就労移行支援事業の利用者数	H28 年度の <u>2 割増</u>	5 人	6 人	7 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	<u>5 割以上</u>	計画策定時に、町内に就労移行支援事業所がなく、整備予定もないため、設定せず		該当なし
就労定着支援 1 年後の就労定着率	<u>80%以上</u>	該当なし	80%	50% (1 人)

(5) 障害児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターの設置については、ワーキングチームを立ち上げ、事業所への意向調査の実施、奈良県障害福祉課や他市町村の児童発達支援センター等の関係機関と協議を行うなど、整備に向けた検討を行いました。重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保については、ワーキングチームの中で確保に係る協議をすすめました。医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、各ケースにおいての関係機関で協議を行っていますが、町としての協議の場は未設置となっています。

指標	目標設定の考え方	H28 年度 実績値	R2 年度末 目標値	R2 年度末 見込値
児童発達支援センターの設置	西和 7 町圏域内で 1 か所	無	有	無
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	各市町村または圏域で構築	有	有	有
重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保	各市町村または圏域に少なくとも 1 か所確保	無	有	無
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30(2018)年度末まで）	無	有	無



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた王寺町障害者計画において、「人と人がふれあい、みんなでつくるやわらぎのまち」を基本理念とし、「障害のある人を取り巻く、地域における全ての人や組織が一体となり、地域共生社会の実現に向けて取り組むまち」を目指します。

2 基本的視点

本計画では王寺町障害者計画との整合を図り、次に掲げる点を基本的視点として障害福祉施策を推進します。

(1) 地域共生社会の実現

地域には障害のある人、高齢者、子ども、様々な人が生活しています。全ての人が障害の有無、障害の種別などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあい、ともに協力していくことが当然であるという考え方を地域住民に広め、実際に行動できるように普及、啓発活動に努めます。また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進していきます。

(2) 障害のある人の主体性の尊重と参加

障害のある人が日常生活のあらゆる場面において、「権利の主体」として自らの意思によって自分らしい生き方を実現でき、自らの選択により福祉サービス等が利用できるような努め、地域での自立生活を支援します。そして、障害のある人が地域でよりよい生活を営む上で、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁※の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図り、一人ひとりが地域活動に参加し、自らが決定していけるよう制度・環境整備の充実に努め、機会の均等を図り、完全参加と平等を目指します。

(3) 福祉コミュニティの実現と福祉サービスの充実

地域住民が、地域で感じる問題を自身の問題であると捉え、さらに、自身に問題が生じた際も地域で問題を共有し、住民同士が協力し支え合えるようなネットワークを形成する福祉コミュニティの実現を図り、法律に定められた公的な福祉サービスとの連携によって、問題解決ができる地域社会を目指します。

また、福祉サービス提供事業所や従事者の充実を図るとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、民間、NPOなどによる非公式な援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かな支援

障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定することが重要です。また、障害のある子どもは、成人の障害のある人とは異なる支援を行う必要があることに留意する必要があります。さらに、障害のある高齢者に係る施策については、条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するきめ細かな配慮が求められていることを踏まえ、障害者施策を策定し、実施していきます。

(5) 広域的な施策の取組

広範な障害者施策を地域的な偏りがなく着実に実施していくためには、町として人材・施設・設備など、地域の資源を最大限活用していくことはもとより、これまで連携・協力を積み重ねてきた県や西和7町などとの広域的な協力関係も重視し、効果的・効率的な取組を進めます。

(6) 総合的かつ分野横断的な施策と実効性のある取組の推進

今日、障害者施策は、保健、医療との連携をはじめ、教育、就労、まちづくりなど幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の関係部署はもとより、関係機関との連携を一層強化し、定期的な実績把握と達成状況の点検・評価に努め、総合的かつ分野横断的かつ、実効性のある取組を進めます。

3 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者が、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域生活に定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度施設入所者数22人から1人(4.5%)削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度施設入所者数22人から2人(9.1%)地域生活に移行

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	21人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

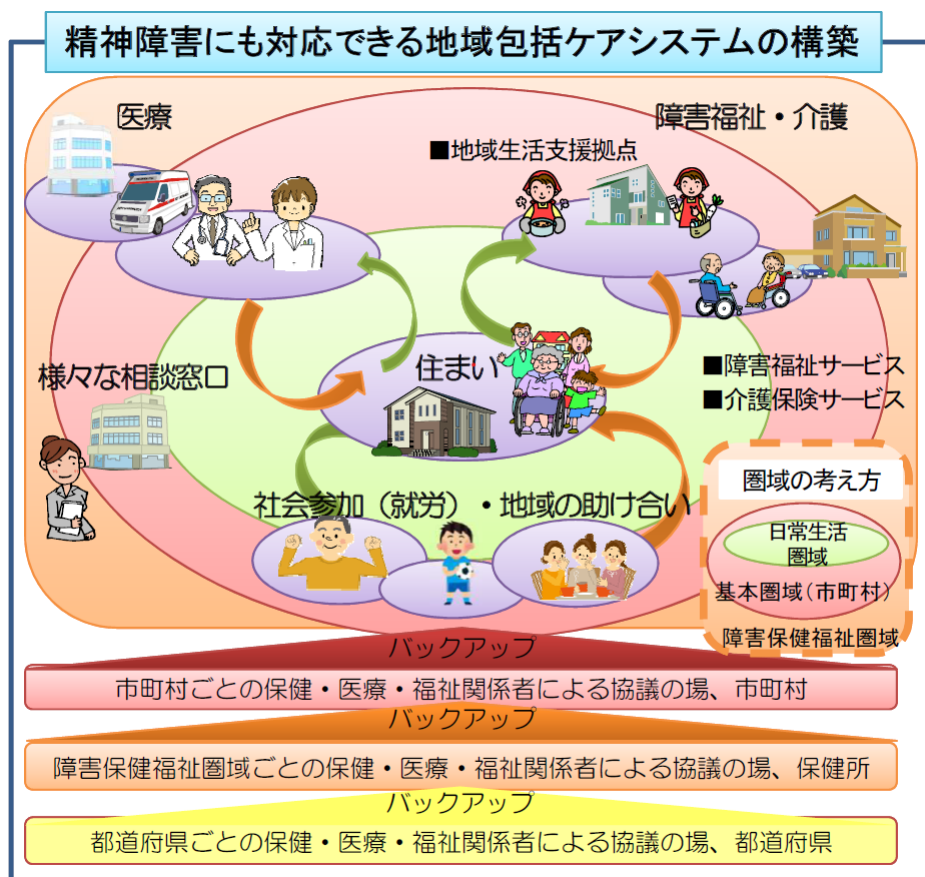
精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場を年1回以上開催し、入院患者の地域移行や退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議をすすめ、事例の検討や意見交換を行いながら関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

活動指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 1 回 以上	年 1 回 以上	年 1 回 以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12 人	12 人	12 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 1 回 以上	年 1 回 以上	年 1 回 以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	3 人	4 人	5 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1 人	1 人	1 人

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（イメージ）

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。



資料：厚生労働省 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、引き続き西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、地域の社会資源を活用しつつ、各事業所との連携・協力体制のネットワークの強化に努めながら、早期整備に向けて取り組みます。また、整備後の運用状況及び検証については、西和7町障害者等支援協議会との連携を図り、定例会等にて年4回以上行います。

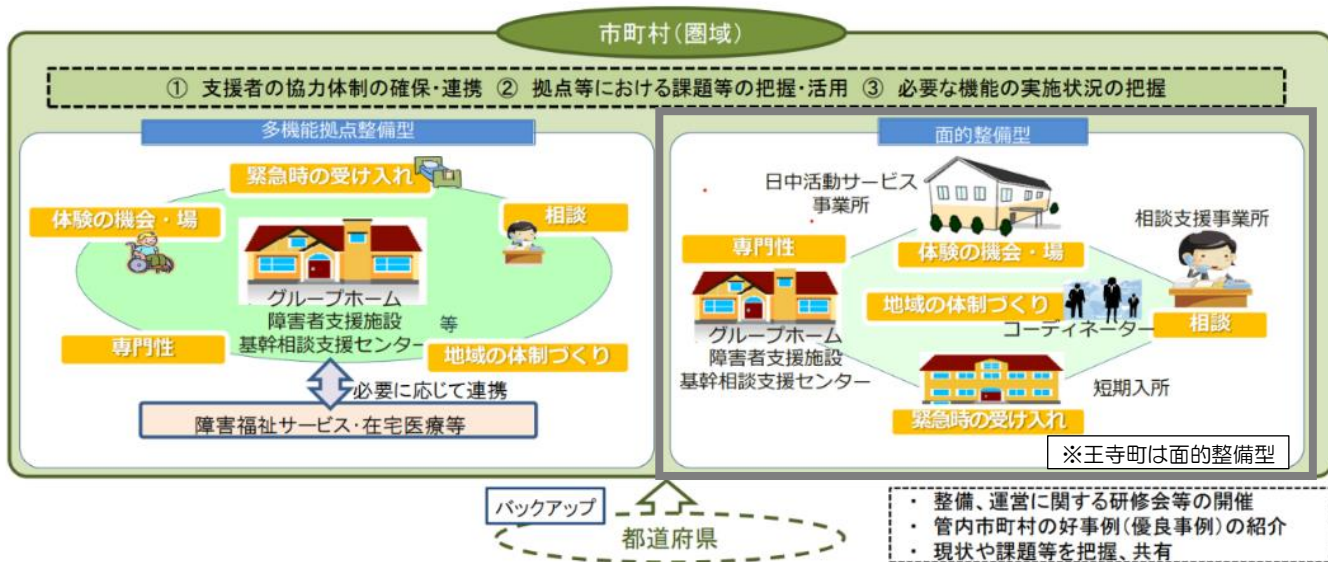
	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の指針を踏まえ、西和7町圏域での共同設置に向けて、ワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会の定例会を活用しながら、年に4回以上の運用状況の検証および検討を実施します。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年4回以上検証、検討

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	4回以上	4回以上	4回以上

●地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。



資料：厚生労働省 地域生活支援拠点等の整備について

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上	令和元年度の一般就労移行者数は2人でしたが、例年に比べ少ない（平成30年度4人、令和2年度見込み5人）状況となっています。そのため、3か年を平均した4人を基準とし、目標を設定します。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度における就労移行支援を通じた一般就労移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上	
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上	
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上	
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	目標6人の7割以上で設定しています。
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	本町に該当事業所がないため設定はしません。

目 標 値	
令和5年度における一般就労移行者数	6人 (3.0倍増)
令和5年度における一般就労移行者数 (就労移行支援)	3人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	2人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	5人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	該当なし

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

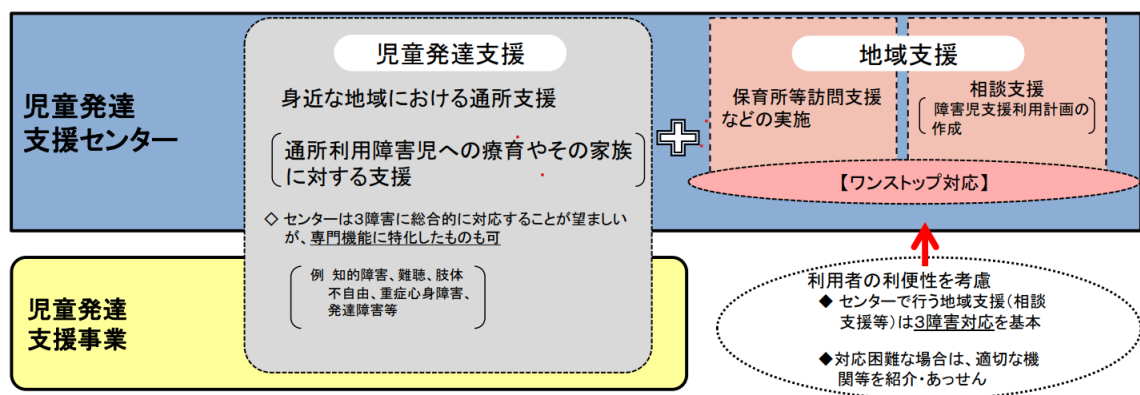
	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	西和7町内に1か所以上整備を目標とします。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	現状の指定事業所との連携を図りながら、新しく設置を目指す児童発達支援センターと連動して整備を進めていきます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて引き続き協議を進めます。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて引き続き協議を進めます。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	医療機関、地域の訪問看護ステーション、相談支援事業所等関係機関に協力を要請し、協議の場の設置を進めます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	西和7町による圏域設置を目標とします。

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	西和7町内に1か所以上

目 標 値	
令和５年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置
令和５年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	西和７町内で１人以上

●児童発達支援センター

児童発達支援センターは、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行います。



資料：厚生労働省 障害児支援の強化について

(6) 相談支援体制の充実・強化等

西和7町及び委託相談支援事業所と協働しながら、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	西和7町及び委託相談支援事業所と協働しながら体制整備に努めます。

目 標 値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、西和7町障害者等支援協議会の場を活用して協議を進めます。

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	研修は、町独自で行うこととし、審査結果を共有する体制の有無に関しては西和7町圏域で行う

目 標 値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年1人以上	年1人以上	年1人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回以上(圏域)	4回以上(圏域)	4回以上(圏域)



第4章

障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅での食事、入浴、掃除や買い物などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での食事、入浴、トイレなどの介護や、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害がある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害などにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や、外出時の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	四肢全てに麻痺がある人や寝たきりの人に、必要な複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	499	506	505	553	576	622
	人	24	22	20	24	25	27
重度訪問介護	時間	0	0	110	110	110	220
	人	0	0	1	1	1	2
同行援護	時間	123	122	110	159	159	191
	人	5	4	4	5	5	6
行動援護	時間	3	36	34	36	45	54
	人	1	4	4	4	5	6
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 「居宅介護（ホームヘルプサービス）」、「行動援護」、「同行援護」については、ニーズに対応したサービスの提供量となっていることが考えられ、引き続き利用者支援とサービス提供の充実を継続します。
- 「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」については、利用者は少ない状況であるものの、相談支援事業所からの情報提供や窓口対応で把握している状況となっています。西和7町合同で委託する相談支援事業所との連携や、西和7町障害者等支援協議会等を通じて、広域における利用者支援とサービス提供の充実を促進します。
- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、日中に自宅以外での食事、入浴、トイレなどの介護を行い、創作的活動などの支援を行います。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就職を希望される人に、事業所や企業での作業や実習など、自分に合った職場探しのための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	施設において一般企業と同じように、雇用契約を結んで働きながら、知識や能力の向上を図ります。
就労継続支援 (B型)	雇用契約を結ばずに、施設に通所して工賃を得て働きながら、知識や能力の向上を図ります。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	常に介護が必要な人に、医療的ケアに加え、食事、入浴などの介護を行います。
短期入所	家族の病気などにより介助が受けられないときに、施設に短期間入所して、食事、入浴、トイレなどの介助を行います。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人日	1,149	1,124	1,038	1,130	1,150	1,170
	人	57	55	55	57	58	59
自立訓練 (機能訓練)	人日	20	35	17	30	45	59
	人	2	2	1	2	3	4
自立訓練 (生活訓練)	人日	47	35	33	68	90	124
	人	3	3	5	6	8	11
就労移行支援	人日	77	88	65	89	106	124
	人	4	5	4	5	6	7
就労継続支援 (A型)	人日	127	192	205	233	269	322
	人	8	10	11	13	15	18
就労継続支援 (B型)	人日	482	507	432	499	514	529
	人	33	32	29	33	34	35
就労定着支援	人	0	1	1	1	1	2
療養介護	人	2	2	3	3	3	3
短期入所	人日	13	24	14	24	29	34
	人	5	5	2	5	6	7

② 見込量確保の方策

- 「生活介護」、「自立訓練」については、ニーズに対応したサービス提供量となっていることが考えられ、引き続き、一人ひとりのニーズに応じた利用ができるよう、委託相談支援事業所と連携し、情報の把握を行います。また、特に生活訓練では、施設や病院からの地域移行時における需要増が見込まれることを十分に認識し、対応します。
- 「就労継続支援」については、A型の利用ニーズが高い傾向があります。引き続き、サービス提供事業所や障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所、特別支援学校などと連携し、利用状況の把握や情報提供の充実に努め、サービス利用を図ります。
- 「就労移行支援」は、現在障害福祉圏域である西和7町内に指定事業所はありませんが、近隣市町や特に王寺町からアクセスのよい大阪方面での利用が多い状況です。引き続き、特別支援学校やサービス提供事業所、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、身近な地域で就労移行支援事業が受けられるよう事業所の確保に努めます。
- 「就労定着支援」については、事業の周知を図るとともに、障害者就業・生活支援センターやサービス提供事業所等、特に以前通所していた就労支援事業所等との連携を図り、家族との調整も進めながら、課題解決と支援充実に取り組みます。
- 「療養介護」については、継続の利用者であり、新規利用者のニーズにも対応できる状況となっており、引き続き、新規利用の希望があれば、すぐに対応できるよう委託相談事業所と連携し、情報共有や受入体制の確保を図ります。
- 「短期入所」については、緊急時に対応するため、支給決定を受けている人が多いもののニーズには対応できる提供体制となっており、引き続き、緊急対応や家族の負担軽減としての需要だけでなく、利用者自身の環境変化等にも考慮し、体験利用等を含め、さらに利用を推奨します。
- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	11	12	12	13	13	14
施設入所支援	人分	21	22	21	21	21	21
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 「共同生活援助（グループホーム）」については、障害のある人の高齢化が進む中、親亡き後や見守りが必要な人が増えることが考えられ、サービス提供事業所や委託相談支援事業所と連携の上、空き情報の把握など、情報把握に努めます。また、空家対策における転用等の取組事例の研究や検討を進めます。

県や西和7町の広域等における事業者の新規参入や提供体制強化の動きと合わせて対策を推進するとともに、新規事業所等が開設する際には、地域の理解が不可欠であるため、啓発事業を推進し、障害や障害者等に対する理解促進を図ります。

- 「施設入所支援」については、自立訓練を利用しながら地域移行をしている人がいる一方で、家庭で介助することが難しい人も増加しており、真に必要な場合に即座に対応できるよう、委託相談事業所と連携し、入所可能な施設の情報収集や入所に至る手続きなど、利用支援の充実を図ります。また、在宅サービスの充実とともに、家族介助支援の充実を図ります。

- 「自立生活援助」については、新たなサービスであるため、事業の周知を図るとともに、サービス提供が可能な事業所の情報収集を行っていきます。
- 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- 障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点整備など、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人分	10	10	10	10	10	10
地域移行支援	人分	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 「計画相談支援」については、近隣に事業所が少なく、サービス利用希望者にセルフプランを説明する場合もあり、事業者数の確保とともに、窓口における相談業務の質の向上や委託相談支援事業所との連携強化を図ります。
サービス等利用計画の質の向上を図るため、西和7町と連携し、利用計画作成に関する研修等を定期的に実施します。
- 「地域移行支援」、「地域定着支援」については、地域で生活している障害者が住み慣れた地域で生活できるように、事業の周知を図るとともに、新規利用の希望があれば対応できるよう、県や保健所、精神科病院などの関係機関と連携し、今後体制を整備します。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

サービス	概要
相談支援事業	障害者やその家族等に相談や必要な情報の提供を行い、権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害などにより、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	在宅で障害等がある人に、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、自立生活を促進するため、余暇活動などの社会参加や、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、障害者間の交流などを目的とした事業を実施します。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための訓練的な支援を行い、日常介護している障害者の家族などの一時的な負担軽減を図ります。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障害者で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす恐れのあるものに対して、ホームヘルパーなどを派遣し、必要な支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用されている人に、実習及び訓練に必要な費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の就労などの社会活動を促進するため、自動車運転免許取得に要する費用や、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流促進の支援者として、聴覚障害に関する歴史や文化、特徴等を学びながら、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成・研修を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽では入浴が困難な人に対し、移動入浴車で浴槽を自宅に持ち組み、入浴介助を実施します。
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や、後見人の報酬の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談支援事業	件/月	114	106	115	116	116	117
意思疎通支援事業	件/月	1	1	1	1	1	2
日常生活用具給付等事業	件/月	39	35	36	40	45	50
移動支援事業	時間/月	367	363	291	381	381	381
	人/月	35	33	26	35	35	35
地域活動支援センター事業	人/月	14	15	16	17	18	20
日中一時支援事業	時間/月	7	7	7	7	7	7
	人/月	1	1	1	1	1	1
生活サポート事業	件/年	0	0	0	1	1	1
更生訓練費給付事業	件/年	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	0	0	2	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	回/年	1	1	0	2	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2	2	2	2
理解促進研修・啓発事業	回/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	回/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	0	1	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 「相談支援事業」については、委託相談事業所と連携し、生活全般に関する相談業務や情報提供、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、障害福祉サービスなどの利用支援を行います。西和7町障害者等支援協議会を通じて、関係機関との連携強化や情報共有を図り、相談内容の多様化に対応します。
- 「意思疎通支援事業」については、引き続き奈良県聴覚障害者支援センターと提携し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施します。また、国の進めるアクセシビリティ向上の方針に基づき、ICT 新技術等の導入を検討します。

- 「日常生活用具給付等事業」については、利用希望者の把握に努めるとともに、生活の利便向上を図り、障害特性等に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。
また、日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。
- 「移動支援事業」については、西和7町の広域では平成27年度にガイドラインを設定し、一定の基準や特段の事情における柔軟な対応等を示しており、これに基づき利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施に努めます。
- 「地域活動支援センター事業」については、現在利用実績のある地域活動支援センターや委託相談事業所と連携し、利用状況や利用希望者の把握に努め、利用を促進します。
- 「日中一時支援事業」については、土日祝日の預かりや長期休暇、18歳以上の障害者における需要は依然として見込まれるため、委託相談事業所との連携や事業所情報の把握を通じて、サービス提供の確保を図ります。
- 「生活サポート事業」、「更生訓練費給付事業」については、事業啓発と申請時における速やかに対応を行います。「自動車運転免許・改造費助成事業改造費事業」については、引き続き事業啓発による利用促進を行います。
- 「手話奉仕員養成等事業」については、社会福祉協議会と連携し、入門課程や基礎課程の養成講座の継続的な開催により、手話奉仕員を養成し、支援者の増加や支援環境の拡大を図り、聴覚障害者の社会参加、交流活動の促進等を推進します。
- 「訪問入浴サービス事業」については、既存委託事業所や委託相談支援事業所との連携を図り、サービス提供事業所の把握とサービス提供の確保を図ります。
- 「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」については、西和7町の広域において、委託相談事業所による地域住民を含む研修の開催や自発的な取組への支援を実施し、障害や障害者等に対する理解促進と活動定着を推進します。
障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を行い、こころのバリアフリーを推進します。
自助グループの活動を支援し、障害者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。
- 「成年後見制度利用支援事業」については、申請があった際に、即時に対応できるよう委託相談支援事業所や、「権利擁護支援センターななつぼし」、西和圏域内の弁護士会等と連携し、申立て費用や後見人報酬などの負担軽減を図ります。また、社会福祉協議会との連携を深め、権利擁護事業を推進します。
- 「成年後見制度法人後見支援事業」については、「権利擁護支援センターななつぼし」の運営にかかる支援を行い、成年後見にかかる相談支援や申立て等の手続きの支援、成年後見人等の受任、研修会等の開催などにより、成年後見制度の利用を促進します。

3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	通所利用の障害児への支援や、日常生活における基本的な動作の指導などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対して児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	在学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどの休暇中に、生活能力向上のための訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育園などにおける集団生活への適応のため、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出困難な障害児に対し、自宅訪問により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画の作成や、一定期間ごとの見直し（モニタリング）などの支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を必要数配置します。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	231	281	217	269	285	300
	人	30	34	28	34	36	38
医療型児童発達支援	人日	20	19	13	28	28	28
	人	2	1	1	2	2	2
放課後等デイサービス	人日	262	321	325	449	523	605
	人	31	35	42	49	57	66
保育所等訪問支援	人日	0	1	1	6	8	10
	人	0	1	1	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人	4	5	6	7	9	11
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」については、支給手続きにおいて、対象児童だけでなく、保護者の就労状況を含めた家庭環境も確認し、その他のサービスや家庭支援なども検証することで、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画との整合性を図り、適切なサービス量であるかを判断しながら、支給決定を行います。

新規利用を希望する保護者に対しては、障害児通所事業所や相談支援事業所と連携し、定員状況や事業形態などの把握に努め、要望内容や障害適性に応じた速やかな事業所案内を行います。平成 27 年度に西和 7 町障害者等支援協議会において、支給決定に関するガイドラインの策定を行い、国や県が策定するガイドラインと合わせて、より適切なサービス提供や支給基準を提示しており、サービス提供事業所への周知や各種研修を実施しています。今後は事業所を視察するなど、サービスの現場における実施状況を確認しながら、サービスの質の向上に取り組みます。その他、国が指針で示す「児童発達支援センターの設置」を西和 7 町の広域において協議し、障害児に対するより重層的な地域支援体制の構築を目指します。

- 「保育所等訪問支援」については、保護者への利用案内や受け入れる保育所等への周知により、利用を促進します。また、事業の主旨である保育所等における集団生活への適応の支援については、指定障害児相談支援事業所や通所事業所と連携し、障害児支援利用計画の作成を通じて、児童を取り巻く環境や保育士・担当教諭の対応を確認し、より対象児童の適性に応じた支援となるよう、園や学校とも協力し、保護者の要望に応えます。
- 「居宅訪問型児童発達支援」については、委託相談支援事業所との連携により、提供可能なサービス提供事業所を把握するなど、申請時には迅速に対応できるようサービス提供体制を構築します。
- 「障害児相談支援」については、現在、利用者全員の利用支援計画が作成されていますが、作成された利用計画書を受理するだけでなく、検証や提案を重ねることで、指定障害児相談支援事業所と協力しながら質の向上に努め、より適切なサービス提供を行います。

特に給付に至る過程においては、要望を聞き取りつつ、扶養義務を損なうことなく、サービス依存を招くことのない適切な支給決定となるよう、窓口における相談業務や委託相談事業所との連携を強化します。また、増加傾向にある重度障害児などの困難なケースについては、サービス提供事業所だけに負担がかからないよう各関係機関と連携を図り、サービス提供における協力体制を構築します。西和 7 町障害者等支援協議会などを通じて、利用計画作成に関する研修の実施や事業所間の連携を目的とした主体的な運営組織の設立を働きかけていきます。

- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、専門的な知識を有する人材の確保が必要となるため、現状の町職員での登録が可能であるのか、新たな職員の雇用が必要であるのかなど、情報収集を行うとともに、様々な可能性を考え、配置の検討を行います。
- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービス提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

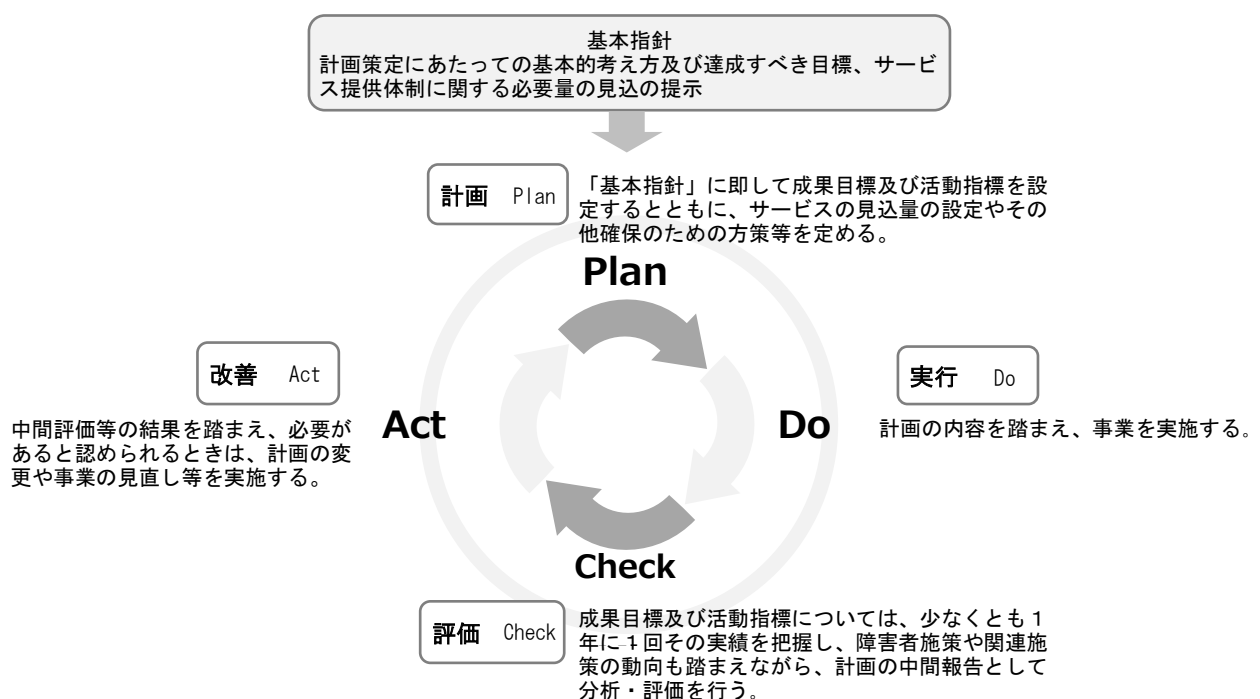
計画の推進にあたっては、国や県、西和7町障害者等支援協議会等との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、西和7町障害者等支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を町ホームページ等で公表します。



|| 3 現状等を踏まえた重点課題と今後の方向性

(1) 児童発達支援の充実

【現状・課題】

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や本人の特性に合った指導が求められます。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

また、近年では発達障害のある児童や医療的ケア児に対する支援も重要になっています。

王寺町においては、児童発達支援事業所において、日常生活の基本的な動作や自立した生活に必要な知識・技能の習得などの支援等に取り組んでいますが、早期療育の普及による療育の低年齢化等により、サービスの利用は年々増加しています。今後も、関係機関の連携により、身近な地域における重層的な支援が必要になります。

【今後の方向性】

身近な地域の障害児支援の中核として、西和7町内での児童発達支援センターの整備に向けて、王寺町内及び西和7町障害者等支援協議会で協議し、より良い支援の提供基盤と体制の整備に取り組みます。

また、保護者が抱えている不安や疑問にできる限り早く対応していくよう、障害の早期発見及び相談支援体制を強化するとともに、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、療育・保育・教育の各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、子どもの自尊心や主体性を育てつつ、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

★児童発達支援センター…地域における中核的な支援機関として個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援を行う。また、地域社会への参加・包容を推進するため、保育所や幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携を図りながら、支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援を行う。

(2) 就労支援の充実

【現状・課題】

障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。また、障害のある人が、適性に合った能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図るなど、総合的な支援が必要です。

そのような中、本町ではインターネットやハローワークからの紹介等により、就労支援サービスの利用は年々増加しています。その原因としては、うつ病等で退職を余儀なくされた精神障害者の社会復帰のための第一歩として、一般就労は困難でも支援を受けながら働くことができることが考えられ、利用者の多くは精神障害者であることから、今後も増えていくことが見込まれ、障害者の自立した生活の支援のための、就労を含めた総合的な支援が必要です。

【今後の方向性】

障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

障害者支援事業所（ライク、ぼると・ベル、ななつぼし等）との連携を深め、就労に関する相談支援だけでなく、障害者本人の生活全体を支援し、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、より一層の就労支援の推進を図ります。

また、自主生産品を役場内やイベント等で販売するなど販路拡大による工賃向上や、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注と共同受注の仕組みを活用した受注機会の拡大に取り組みます。

さらに、国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえ、農福連携の取組に対する相談体制の整備、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなる環境整備を検討します。

王寺町では、「オリーブを育て、オリーブで育つまち」として、近年より町内の土地を有効活用し、オリーブの栽培を推進しています。収穫作業から搾油、販売に至るまでの工程において、農福連携を図れる仕組みづくりを検討します。また、オリーブを使った土産物や特産品を産み出すことで、障害者就労施設等からの物品調達や受注増大につなげていきます。引き続き町内福祉作業所のオープンカフェの運営支援を行います。

(3)「親亡き後」を見据えた地域生活の支援

【現状・課題】

障害者の継続的な地域生活に向けて、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図ることがきる地域づくりが求められています。

近年では、当事者の高齢化、親の高齢化に伴い、生活上の親の負担、介助の負担等、将来に向けた不安が顕著に現れています。「親亡き後」への対応として、相談体制、移動支援、就労支援が大きな課題となっています。相談窓口等においても障害者の親から「親亡き後」について不安の声もあがっており、具体的な方向性が決まらないままになっているケースも多いという現状です。

そのため、いつまでも地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、各種制度の利用促進が必要です。

【今後の方向性】

保護者以外にも生活支援を担う存在を確保するなど、生活支援や自立する機会の充実を図るとともに、日中通える居場所づくりの確保（地域生活活動センター、生活介護、就労継続支援等）やグループホーム（共同生活援助）等の居住の確保を推進します。また、資産管理の問題の解決のため、社会福祉協議会やななつぼしと連携し、成年後見制度、日常生活自立支援事業等、サービス導入の必要性や同意の確認等の問題の解決に取り組みます。

また、町内事業所と連携、協力を行い、家族だけでなく障害者自身が将来の生活を考えていけるような啓発活動を行い、成年後見制度の啓発も同時に行っていきます。

今後、西和7町圏域で検討を進めている地域生活支援拠点の整備を行い、緊急時の居場所の確保や将来的な生活を検討していくための一人暮らし体験の場等を確保し、「親亡き後」を事前に考えていけるように支援を行います。

Ⅱ 4 その他の障害福祉施策【新規】

障害サービス以外の障害者施策については、上位計画となる障害者計画で示していますが、前回策定後における新たな施策や関係法令を推進するため、以下の施策に取り組みます。

①「王寺町手話言語条例」の推進

- 令和2年9月17日に制定。ろう者が住みやすい環境をつくるため様々な事業を検討し実施していきます。
- 王寺町職員や宿泊施設社員等に対し研修を実施し、挨拶程度の手話やろう者の文化や生活を学び対応方法等を学ぶことでろう者に対する理解を深め、普段の業務に活かせるよう推進します。また、避難所で筆談などのコミュニケーションがスムーズにとれるように対応します。
- 学校と調整し、福祉教育の一環として、授業の中で手話に触れることやろう者等の話を聞く機会を設け、幼少期からろう者や手話のことを少しでも知ること、障害に対する理解促進につなげます。

②合理的な配慮を行うための費用助成

- 障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりを推進するため、自治会館で使用する合理的配慮を行うための物品の作成、購入費用を助成します。
- 費用助成制度を自治会行事や広報等で周知することで利用を促進します。

③福祉タクシー利用券対象者の拡大

- 現在、福祉タクシーについては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者、65歳以上の要介護2以上の在宅の高齢者を対象に1冊40枚綴りの利用券（1枚400円）を交付していますが、令和3年度より身体障害者手帳3級の所持者にも福祉タクシー利用券の交付対象を拡大し、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進及び介護予防を図ります。



資料編

1 策定経過

日 時	名 称	内 容
令和2年10月23日	第6期王寺町障害福祉計画 第1回策定委員会	(1) 第6期王子町障害福祉 計画について (2) 福祉タクシー利用権 対象者の拡大について
令和2年12月24日	第6期王寺町障害福祉計画 第2回策定委員会	(1) 第6期王寺町障害福祉 計画骨子案について
令和3年2月4日～ 2月9日	パブリックコメントの実施	・第6期王寺町障害福祉計画 (素案) について
令和3年2月12日	第6期王寺町障害福祉計画 第3回策定委員会	(1) 第6期王寺町障害福祉 計画(案) について

Ⅱ 2 王寺町附属機関の設置に関する条例

平成26年6月18日

条例第14号

改正 平成27年12月18日条例第31号

平成28年3月15日条例第1号

平成29年12月18日条例第21号

平成30年3月22日条例第7号

平成30年3月30日条例第16号

平成30年9月14日条例第27号

平成31年3月15日条例第1号

平成31年3月15日条例第5号

令和元年6月17日条例第14号

令和2年3月16日条例第4号

令和2年3月16日条例第8号

令和2年6月19日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員（町の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、特に定める場合を除き、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

2 会長等及び副会長等は、特に定める場合を除き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長等が招集し、会長等がその議長となる。ただし、新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係ある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 会長等は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また同様とする。

（庶務）

第9条 附属機関の庶務は、それぞれ別表庶務の欄に掲げる部署において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に別に定めるところにより設置されている附属機関等で、第2条に規定する附属機関に相当するものは、この条例の規定により設置されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に別に定めるところにより設置されている附属機関等の委員である者は、この条例の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、この条例の施行の日において引き続き別に定めるところにより委嘱され、又は任命された委員とした場合における当該委員の残任期間とする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（王寺町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正）

5 王寺町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和44年12月王寺町条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（不服申立てに関する経過措置）
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は平成30年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年条例第16号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条—第4条、第9条関係）

執行機関	名称	担当事務	人数	構成	任期	庶務
町長	王寺町障害福祉計画等策定委員会	王寺町障害者計画及び王寺町障害福祉計画の策定に関する事務	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 住民関係団体の代表者 (3) 社会福祉関係団体の代表者 (4) 保健医療関係団体の代表者 (5) その他町長が必要と認める者	2年	住民福祉部 福祉介護課

3 王寺町附属機関の設置に関する条例

区 分	構 成 団 体		氏 名
〈1号委員〉 学識経験者	①	天理大学教授	◎渡辺 一城
〈2号委員〉 住民関係団体 の代表者	②	王寺町自治連合会会長	井村 知次
	③	王寺町民生児童委員協議会会長	西本 隆男
〈3号委員〉 社会福祉関係団体 の代表者	④	王寺町身体障害者協会会長	吉田 廣
	⑤	手をつなぐ育成会会長	○小泉 強
	⑥	NPO 法人代表（ポエム）	多田 圭太
	⑦	NPO 法人代表（なないろサーカス団）	中川 直美
	⑧	社会福祉法人代表（萌）	永石 淳哉
	⑨	奈良県障害者総合相談圏域支援事業 西和圏域マネージャー	大前 美希子
	⑩	王寺町手話奉仕員養成講座講師 (奈良県登録通訳者)	森下 美津子
〈4号委員〉 保健医療関係団体 の代表者	⑪	中和保健所 精神保健福祉相談員	三木 洋子

◎委員長 ○副委員長

4 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障害者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスのことです。

一般就労

「労働基準法」及び「最低賃金法」に基づく雇用関係による企業への就労です。

移動支援事業

屋外の移動が困難な障害のある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスのことです。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことです。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことです。

機能訓練

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスのことです。

共生社会

あらゆる人が相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う社会であり、障害のある人が積極的に参加・貢献できる社会のことです。

共同生活援助

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスのことです。

強度行動障害

生活環境に対する極めて特異な不適応行動（自傷や他傷・こだわり・もの壊し・多動など）を頻回にとり、日常生活に困難を生じている行動上の状態の障害のことです。

居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスのことをいいます。

グループホーム

障害のある人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同生活を行う形態であり、障害福祉サービスでは「共同生活援助」のことをいいます。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障害のある人などの代わりに、代理人が権利を表明することです。

高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のことをいいます。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方（社会的障壁）を取り除くため、お金や労力などの負担があまり重くない範囲において取り組むことです。

【さ行】

児童発達支援

就学前の障害のある子どもについて、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスのことです。

児童発達支援センター

就学前の障害のある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技術を取得し、集団生活に適応できるように支援を行うとともに、地域の中核的な支援施設として、家族への相談や障害のある子どもを預かる施設への援助・助言などを合わせて行います。

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する総合的基本法です。また、18歳未満の障害のある子どもを対象とする支援やサービス（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）についても定められています。

社会的障壁

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方等のことをいいます。

就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスのことです。

就労継続支援A型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスのことです。

就労継続支援B型

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスのことです。

就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスのことです。

手話通訳者

音声言語を手話に、また手話を音声言語に変換する作業を「手話通訳」といい、「手話通訳者」とは都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された人のことをいいます。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加の支援施策に関し、基本理念を定めた法律です。

障害者差別解消法

正式名を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とし、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律です。

障害者就業・生活支援センター

障害のある人に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行います。王寺町は、なら西和障害者就業・生活支援センター「ライク」の管轄となります。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障害者および障害児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正されました。

障害者総合支援法

正式名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、障害の有無に関わらず、共に住み慣れた地域で暮らすことができる共生社会の実現を目指し、障害のある人や子どもが利用できる障害福祉のサービスについて定めています。サービスは大きく分けて自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具）と地域生活支援事業の2種類があります。

障害者の権利に関する条約

障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者優先調達推進法

正式名を「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」といい、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進することを目的とした法律で、国や地方公共団体等が率先して物品等の調達を推進するための措置等が規定され、平成25年4月に施行されました。

障害特性

それぞれの障害における特徴や状態、行動等のことで、それらを知り、理解することで配慮のある接し方や支援をすることができます。

障害福祉サービス

障害者総合支援法で定められるサービスを示し、狭義では自立支援給付における介護給付や訓練等給付を示します。国がサービス体系等を定め、全国一律で実施されるもので、ホームヘルプサービスや施設への通所及び入所を利用するサービス、就労支援などがあります。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき身体障害と認定された人に交付されるもので、障害の内容や等級（1級から6級まで）が記され、各種福祉制度を受けるための証明となります。

自立訓練

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスのことです。

生活介護

常時介護が必要である障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスのことです。

生活訓練

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスのことです。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に基づき精神障害と認定された人に交付されるもので、障害の等級（１級から３級まで）や有効期間（２年間）が記され、各種福祉制度を受けるための証明となります。

成年後見制度

知的障害や精神障害など、判断能力が不十分であるために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度のことです。

西和7町障害者等支援協議会

西和7町（王寺町・上牧町・河合町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町）において、7町の行政機関及び、障害者団体、障害者施設、障害福祉サービス事業所等によって組織され、地域における課題を洗い出し、解決に向けた検討を重ね、地域に住む障害者等の権利を守る体制づくりを目指し活動しています。

【た行】

短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスのことです。

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型まであります。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

地域生活支援拠点

障害のある人の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える支援体制の拠点として、相談（施設や病院からの地域生活への移行や親元からの自立など）、一人暮らしやグループホームなどの体験利用、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点やコーディネーターの配置等）などの居住支援のための機能を備え、地域の実情に応じて整備するものです。障害福祉計画で平成32年度末までの西和7町圏域内における面的整備（地域において各事業所で機能を分担して整備する方式）を成果目標に掲げています。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を継続的かつ包括的に提供する仕組みのことをいいます。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む。）を対象に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校のことをいいます。旧・盲学校、旧・聾学校、旧・養護学校は、平成19年4月からの学校教育法の改正により「特別支援学校」へ一本化されています。

【な行】

内部障害

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害など永続するもので、日常生活をするにあたり、制限をうける障害のことをいいます。

難病

原因不明や治療方法未確立、後遺症を残す可能性がある病気のことをいいます。平成25年4月から障害者総合支援法の対象に加わり、障害福祉サービスや相談支援の対象となっています。

日常生活自立支援事業

知的障害、精神障害、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業です。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行います。

日常生活用具

障害のある人が在宅で円滑な日常生活を営むために給付又は貸与する用具のことで、具体的には「介護訓練等支援用具」、「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」、「居宅生活動作補助用具（住宅改修）」などがあります。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥他動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。ただし、行政上の定義と医学的な診断名や診断基準名は異なる場合があります、注意が必要です。
※以下は文部科学省が示す発達障害の定義

- ・自閉症：3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のこと。
- ・高機能自閉症：3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものであり、広汎性発達障害に分類されるもの。
- ・アスペルガー症候群：知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものであり、広汎性発達障害に分類されるもの。
- ・学習障害（LD）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。
- ・注意欠陥他動性障害（ADHD）：7歳位までに現れ、その状態が継続し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害であり、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

PDCAサイクル

業務管理手法のプロセスのひとつであり、目標を設定し、①目標達成に向けた活動を立案する「計画（Plan）」、②計画に基づき活動を実行する「実行（Do）」、③活動を実施した結果を把握・分析し、考察する「評価（Check）」、④考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す「改善（Act）」の4段階の活動を継続して行います。

福祉的就労

障害などにより一般企業等での就労が困難な人に対し、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行うことです。

保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスのことです。

放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスのことです。

【ま行】

モニタリング

障害福祉サービスや障害児支援サービスの適切な利用のため、支給決定の期間内に、支給根拠であるサービス等利用計画や障害児支援利用計画を定期的に検証することをいいます。また、サービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者は、サービスの利用状況を確認し、必要に応じてサービス等利用計画や障害児支援利用計画を変更するとともに、対象者に変更申請の勧奨を行います。

【や行】

要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記します。

【ら行】

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判断された人に対して交付される手帳。障害の程度表示（奈良県）は、最重度が「A 1」、重度が「A 2」、中度が「B 1」、軽度が「B 2」となっています。

第6期王寺町障害福祉計画

令和3年3月

発 行：奈良県王寺町

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町2丁目1番地23号

電 話：0745-73-2001

F A X：0745-73-6311